

発信元：株式会社サンガム IP (<http://www.sangamip.jp>)

インド知財情報メール：第 2017-4 号、2017 年 4 月 7 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◆◆◆-----◆◆◆-----TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

- [1]** インド知的財産ニュースレター 第 2017-2 号発行
- [2]** インド投資ビジネスセミナー in 東京
- [3]** 「メイク・イン・インド」の政策と実務 in 名古屋
- [4]** 特許規則 2016 年改正に対応したインド特許実務ワークショップ開催のお知らせ

◆◆◆-----◆◆◆-----TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

[1] インド知的財産ニュースレター 第 2017-2 号発行

インド特許庁が、2017 年 4 月 5 日に 2015－2016 年のアニュアルレポートを発行しました。2015－2016 年の特許、意匠、商標出願の特徴はインド知的財産ニュースレター 第 2017-2 号でご確認頂けます。

[2] インド投資ビジネスセミナー in 東京

ジェトロは在日インド大使館と共に、シタラマン・インド商工大臣が訪日する機会を捉え、「インド投資ビジネスセミナー」を開催します。詳細は以下のページでご確認いただければ幸いです。

<https://www.jetro.go.jp/events/ora/014acde5520857b1.html>

[3] 「メイク・イン・インド」の政策と実務 in 名古屋

ジェトロは在日インド大使館と共に、シタラマン・インド商工大臣が訪日する機会を捉え、「「メイク・イン・インド」の政策と実務」セミナーを開催します。詳細は以下のページでご確認いただければ幸いです。

<https://www.jetro.go.jp/events/nag/ac6903ee5954108c.html>

[4] 特許規則 2016 年改正に対応したインド特許実務ワークショップ開催のお知らせ

当社は、インド特許実務をより具体的にご理解いただける機会を提供するべく、定期的にワークショップを開催しています。

当社はインド知的財産を専門に扱っております関係で、日本の特許事務所や企業から多くの情報・要望・質問が寄せられます。その中で「インド特許実務は複雑かつ不明瞭である」とのお声をしばしば耳にします。昨今、インドの特許代理人によるインド特許に関するセミナー等も開催されておりますが、英語でのレクチャーであることに加え、権利行使やインド特許法の概略がほとんどで、実務の具体的な情報は得られません。さらに、日本では、インドへの特許出願の活発化が最近であるため、インド特許実務に詳しい人材がまだ少ないのが現状で、実務上の問題に直面したときに相談できる方が周りにいないとお困りの方が多いのではないのでしょうか。

本ワークショップでは、具体的な例を用いて実際のインド特許実務の流れを体験していただき、通訳ではない生の日本語で実務を明確にご理解いただくことを目指しております。

本ワークショップの詳細につきましては当社のホームページの「WORKSHOP」でご覧になれます。

本ワークショップは少人数制となっており、今までに開催されたワークショップは好評でした。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

-
- ◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。
 - ◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールを返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。
 - ◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールを返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。